

暮らしのお知らせ

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カードなども持ってきてください。外国籍の人は在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。なお、市民課では、毎週日曜日にも各種届け出を受け付けています。**マイナンバーを利用した転出の届け出**

マイナンバーカードを持って

る人は、マイナンバーから転出

の届け出ができます。詳細はデジタル庁ホームページ(https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service)を確認してください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

安全に通行するために

駅前放置自転車

11月30日(木)まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施され、啓発活動や放置自転車などの撤去が行われます。

放置された自転車は道幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、高齢者や障がいのある人などの安全な通行を妨げます。また、災害時の消火・救助活動や避難の障害にもなります。

短時間でも、公共の場所に自転車を置いて離れる場合は、放置自転車となるので注意しましょう。※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

支援を行います

介護版なりた手当

市では、介護サービス事業所で中心的役割を担う介護職員を支援するため、一定の要件を満たす人を対象に、介護版なりた手当を支給します。詳細は市ホームページ(https://www.city.naria.chiba.jp/kenko_fukushi/page0131_00049.html)を確認してください。 ※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。

令和6年度分が決定

市立学校の教科書

市立学校で使用する教科書について、中学校では令和5年度と同じ物を使用します。小学校は次の教科書に決まりました。

種目と発行者：国語・教育出版、

書写・教育出版、社会・東京書籍、地図・帝国書院、算数・啓林館、理科・大日本図書、生活・大日本図書、音楽・教育芸術社、図画工作・開隆堂出版、家庭・開隆堂出版、保健・東京書籍、道徳・教育出版、英語・教育出版

また、小中・義務教育学校の特別支援学級で、一人一人の障がいの状況に応じて教科書として使用できる一般図書は、県教育委員会の候補図書の中から122冊が選ばれました。

※くわしくは学務課(☎20・1581)へ。

休止します

コンビニ交付サービス

機器点検のため、10月20日(金)午後5時30分～22日(日)午前6時30分は、住民票や戸籍謄(抄)本などの証明書のコンビニ交付サービスを休止します。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

職場環境を見直すつ

全国労働衛生週間

毎年10月1日～7日は全国労働衛生週間です。

労働者の健康管理や職場環境の改善などを行い、職場の労働衛生意識を高めましょう。

※くわしくは千葉労働局健康安全課(☎043・221・4312)へ。

犯罪被害に遭わないために

安全で安心なまちづくり旬間

毎年10月11日～20日は安全で安心なまちづくり旬間です。現在、自主防犯活動などの取り組みが行っていますが、人の流れが活発になっていることに伴い、犯罪発生件数が急増しています。特に高齢者を狙った「電話de詐欺」や自動車盗難などが増加していますので一人一人が防犯意識を高め、被害を防ぎましょう。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

被害を減らすために

イノシシ対策 一斉刈払い月間

毎年10月はイノシシ対策一斉刈払い月間です。耕作放棄地はイノシシのすみかとなる恐れがあるため、定期的に草刈りを行うなど、適切に管理しましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課(☎043・483・1129)へ。

循環型社会を目指して

3R推進月間

3R(スリーアール)とは、ごみを減らす「Reduce」^{リデュース}、使える物を再利用する「Reuse」^{リユース}、資源を再利用する「Recycle」^{リサイクル}の頭文字を取った言葉で、環境に負担をか

けない循環型社会のキーワードです。「買い物にマイバッグを持参する」「詰め替え容器に入った製品を選ぶ」など環境に優しい生活を中心掛けましょう。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1116)へ。

10月下旬に送付します

医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人に、世帯主宛てで、10月下旬に医療費通知を送付します。これは、1～7月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の添付資料として使用できます。なお、自由診療などの医療費通知に記載されない医療費や、通知の発送が確定申告の時期に間に合わない11・12月受診分については、領収書を必ず保管してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

計画案を縦覧

不動産 土地区画整理事業

不動産岡土地区画整理事業について、事業計画案の縦覧と意見書の提出ができます。

期間 10月12日(木)～25日(水)

縦覧場所 市街地整備課(市役所5階。土・日曜日は休日夜間受付(市役所地下1階))

意見書を提出できる人 利害関係者

意見書の提出方法 10月12日(木)～11月8日(水)(当日消印有効)に住

所・氏名・電話番号・意見を直接または郵送で県市街地整備課(〒260・8667 千葉市中

中央区市場町1-1)へ
※くわしくは市街地整備課(☎20・1561)へ。

口座振替が便利で確実

し尿のくみ取り手数料

し尿のくみ取り手数料の支払いは、便利な口座振替の利用をお勧めしています。

口座振替を希望する人は、納入通知書・預金通帳・届け出印を持って、指定金融機関や郵便局で手続きしてください。

また、利用の際は振替時の残高不足に注意してください。

こんな時は連絡を

初めてくみ取りを依頼する時や引越などできくみ取りが必要・不要になった時、預金者の名義や金融機関、世帯主を変更した時などは環境衛生課(☎20・1531)に連絡してください。

※くわしくは回課へ。

加入しませんか

農業者年金

農業者年金は、農業者の老後所得の充実を図るための公的年金制度です。

自分で積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まる積み立て方式で、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

対象 20～59歳の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人

保険料月額 2万円～6万7、000円(35歳未満の人は1万円から加入できます)

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

市長日誌



市長日誌は市ホームページでも公開しています

9月1日(金)～15日(金)

- 1日 9月定例会市議会開会(～27日) 全員協議会
- 2日 スポーツ協会指導者研修会
- 3日 御待夜祭
- 5日 市議会一般質問(～8日)
- 9日 印旛都市社会教育振興大会 千葉ロッテマリーンズ ALL FOR CHIBA
- 10日 成田地区敬老会
- 11日 建設水道常任委員会 空港対策特別委員会 教育民生常任委員会 総務常任委員会
- 14日 わんぱく相撲全国大会出場激励会



定例会市議会で(1日)

ハロウィンジャンボ宝くじ

10月20日(金)までハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニが販売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。近くの宝くじ売り場で購入してください。なお、令和4年度は1,366万円が本市に交付されました。

専門家が応じます

不動産鑑定士による無料相談会

日時 10月11日(水) 午前10時～午後4時

会場 市役所1階ロビー

内容 不動産の価格・賃料・権利関係など

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは千葉県不動産鑑定士協会(☎043・222・5795)へ。

利用料の一部を支給

幼児教育・保育の無償化

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者に対し、利用料の一部を支給しています。

対象となる利用料 7～9月分の

利用料

請求書配布場所 保育課(市役所2階)・市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kosodate/page0135_00008.html)

申請方法 10月31日(火)当日消印

有効までに請求書・領収書・提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ。窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

7)へ。

購入前に申請を

ごみ減量器具設置費補助金

市では、ごみ減量器具を購入する人に補助金を交付しています。交付を受けるには、購入前に申請が必要です。

補助額 購入額の2分の1(100円未満の端数切り捨て)。上限は生ごみ処理容器1、500円・コンポスト容器5、000円・機械式生ごみ処理機5万円(騒音地域は補助額が割り増しされます)

申請・購入方法 クリーン推進課(市役所5階)または市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page115800.html)にある申込書を直接または郵送でクリーン推進課(〒286・8585 花崎町7

60)へ。後日郵送される購入券を持って市の認定を受けた販売店で購入してください

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

定期的な点検・清掃を

10月1日は浄化槽の日

浄化槽を正常に機能させるためには維持管理が大切です。浄化槽を使用している人には、次のことが法律で義務付けられています。

- 保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上)
- 清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)
- 法定検査：正常に機能しているかを確認するための臭浄化槽検査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

できることから始めよう

印旛沼浄化推進運動月間

毎年10月は印旛沼浄化推進運動月間です。皆さんも家庭でできる浄化対策を心掛けましょう。

- 調理くずなどを流さないよう、水切り袋や三角コーナーを使う
- 食器や鍋は、油污れを布・紙などで拭き取ってから洗う
- 風呂の残り湯は、洗濯や植木の水まきなどに再利用する
- せっけんや洗剤を使い過ぎない
- 台所や風呂などの生活雑排水が川などにそのまま流れないように、くみ取りや単独処理浄化槽は、早めに合併処理浄化槽などに切り替える

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

気軽に意見や要望などを

行政相談週間

10月16日(月)～22日(日)は行政相談週間です。国から委嘱を受けた行政相談委員が、国の行政機関などの仕事について意見や要望を聴き、その解決の促進を図ります。

市では毎月、行政相談委員と人権擁護委員による「もめごと・なやみごと・苦情相談」を実施しています。秘密厳守で応じますので気軽に利用してください。日程などは「困りごと・悩みごと相談室」(17ページ)で確認してください。

※くわしくは市民協働課市民相談室(☎20・1507)へ。

看護師などを目指す人に

修学資金の貸し付け

市では、看護学校などに在学し、卒業後は市内の病院に看護師などとして勤務しようとする人に、修学資金を貸し付けます。卒業後、市内の病院で勤務した期間に応じて、貸付金の返済が全部または一部免除されます。

対象 看護学校などに在学し、卒業後、正規の修学年数以上、市内の病院に看護師などとして勤務しようとする人

貸付期間 申請があった日の属する月から看護学校などを卒業する月まで

貸付額 月額 上限5万円

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。